

教第61号議案

神戸市教育委員会会議規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則
について

神戸市教育委員会会議規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を
次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

公報又は掲示による公示の義務付けを廃止し、インターネットの利用等により公表
を行うことができるように改正するため。

神戸市教育委員会会議規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会会議規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会会議規則(平成7年10月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会議開催の通知及び公表) 第3条 教育長は、会議を招集するに当たって、会議開催の場所及び議事日程を各委員に通知し、会議開催の場所及び日時は、これを <u>公表</u> しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。	(会議開催の通知及び告示) 第3条 教育長は、会議を招集するに当たって、会議開催の場所及び議事日程を各委員に通知し、会議開催の場所及び日時は、これを <u>告示</u> しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(博物館の登録に関する規則一部改正)

第2条 博物館の登録に関する規則(平成27年3月教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">(公示)</p> <p><u>第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、必要な事項を、市公報に公示する。</u></p> <p><u>(1) 法第11条の規定による登録をしたとき。</u></p> <p><u>(2) 法第15条第2項の規定による変更登録をしたとき。</u></p> <p><u>(3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。</u></p> <p><u>(4) 法第20条第2項の規定による登録を抹消したとき。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**神戸市教育委員会会議規則及び
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について（概要）**

1. 改正の理由

現在、教育委員会規則において公示が義務付けられている事項については、神戸市公報への登載又は掲示場への掲示により、行っています。

しかしながら、デジタル技術の進展その他情報発信手段の多様化を踏まえ、より実質的かつ効果的な発信手段によって市民への周知が図られるべきであるため、公示に係る規定を改正します。

2. 改正の概要

公報又は掲示による公示の義務付けを廃止し、インターネットの利用等により公表を行うことができるように改正します。

改正する教育委員会規則は下記の2件です。

改正する教育委員会規則	インターネットの利用等で公表することができる事項
神戸市教育委員会会議規則	会議開催の場所及び日時
博物館の登録に関する規則	博物館の登録、変更登録、登録の取消し、登録の抹消した時の公表

3. 施行予定日

令和6年4月1日